

消せるボールペンで書かないでください。

もとの戸籍にもと 離婚届  
了届出例

令和4年10月1日届出

滋賀県守山市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	妻印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
届書は、1通でさしつかえありません。  
この届書と本籍地での市区町村役場に提出するときは、戸籍簿または戸籍全部事項証明書が必要ですが、あらかじめ用意してください。  
そのほかに必要なもの  
調体離婚のとき→調体調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

守山太郎  
守山花子  
捺印の代わり

(1) 氏名	夫 守山 太郎	妻 守山 花子
生年月日	平成元年2月3日	平成3年2月1日
住所	滋賀県守山市吉身二丁目 夫と同じ	
(住居登録をして いるところ)	5番22号	
(よみかた)	守山太郎	夫と同じ
本籍	滋賀県守山市吉身二丁目5番	
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の 氏名 守山太郎	
父母の氏名 父母との続柄	夫の父 野洲一太郎	続柄 長男
(他の養父母は その他の欄に 書いてください)	母 草子	妻の父 近江二郎
		続柄 長女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 調体	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫は 守山太郎	妻は 近江二郎
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 守山 一郎	妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	令和4年4月から	
(7) 別居する前の住所		
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で営んでいる世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯 <small>(勤務調査の年一令和 年一の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人署名押印	夫 守山太郎 印	妻 守山花子 印
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	電話077(582)1122	自宅・勤務先 [ ]-携帯

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 名印	近江二郎 印 近江百合子 印
生年月日	昭和40年3月21日 昭和40年5月6日
住所	滋賀県大津市京町 滋賀県大津市京町
本籍	滋賀県大津市京町 滋賀県大津市京町

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。  
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
面会交流について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。  
法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)) にも掲載されています。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。